

## 公立大学法人静岡文化芸術大学 第2期中期目標

公立大学法人静岡文化芸術大学は、「実務型の人材の育成」と「静岡県及び国際社会の発展への貢献」を教育研究の理念に掲げ、その実現に取り組んできたところである。

一方、グローバル化や情報化の進展、少子高齢化など、社会情勢は大きく変化しており、特に地方においては、人口流出とそれに伴う地域経済の縮小が危惧されている。各大学はこうした変化に柔軟に対応するとともに、地方を創生する中心となる「ひと」を育成する機能や地域貢献機能の一層の強化が求められている。

このため、第2期の中期目標の期間においては、次の3項目を重点的な目標に位置づけ、これを達成するための中期目標を定める。

- 1 優れた語学力と世界の多様な文化や日本文化についての的確な知識を備え、グローバルな視点から物事を考え、行動することのできる人材を育成する。
- 2 大学における教育研究活動を通じ、文化と芸術を中心とした地域貢献機能を強化する。
- 3 教育内容の一層の充実により、優秀な学生を安定的に確保する。

### 第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

#### 1 中期目標の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までとする。

#### 2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
静岡文化芸術大学	文化政策学部
	デザイン学部
	大学院

### 第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1 教育

##### (1) 育成する人材

##### ア 学士課程

教養教育と専門教育を通して、豊かな人間性と的確な時代認識、社会認識を持ち、地域社会や国際社会の様々な分野で活躍できる実務型の人材を育成する。

##### イ 大学院課程

幅広い視野と高度の専門性を持った高度専門職業人を養成する。

## (2) 入学者受入れ

### ア 入学者受入方針

大学の基本理念に基づいた入学者受入方針を受験者及び高等学校に積極的に周知し、能力、意欲、適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜を実施することによって、静岡文化芸術大学で学ぶにふさわしい学力を備えた、社会人や留学生を含む多様な人材を受け入れる。また、大学院課程においては、新たに社会人向け専門講座を実施すること等により社会人への浸透を図り、多様な人材を確保する方策を講じる。

### イ 高等学校との連携

高等学校・大学双方の教員が相互の教育内容を理解し、高校生の高等学校教育から大学教育への円滑な移行を助けるとともに、高校生が大学教育の内容を理解し、高度な学術研究に触れる機会を提供するため、県内各高等学校との連携を強化する。

## (3) 教育の内容

### ア 教育内容

教養教育、実践教育、語学教育など、第1期に充実・強化した教育課程について、継続的な検証を行い、教育内容の改善を図る。また、学生が意欲的、主体的に学び、授業内容を確実に理解できるようにするため、アクティブラーニング（学生の能動的な活動を取り入れた授業）など、多様で効果的な方法により教育を行う。

#### (ア) 学士課程

幅広い教養と基本的な専門学力を兼ね備えた人材を育成するため、教養教育と専門教育のバランスを考慮するとともに、教養教育と専門教育の相互補完的連携が図られたカリキュラムを編成する。

#### (イ) 大学院課程

幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力に加えて、高度の専門性を要する職業に必要な高い能力と豊かな人間性を持った創造的な人材を育成するカリキュラムを編成する。

### イ 成績評価

到達目標を明示し、公正な基準による成績評価を行う。

## (4) 教育の実施体制等

### ア 教員配置

教育内容、教育方法等の充実を図るため、教員の適正配置、学部・学科を越えた教員の相互交流や学外の人材の積極的な登用を行う。

### イ 教育環境の整備

教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、計画的な整備を図る。

### ウ 教育力の向上

#### (ア) 教育力の向上

教員が教育内容及び教育方法を改善し、向上させるため、ファカルティ・ディベロップメント（組織的に行う教員の教育力開発）活動を充実する。

#### (イ) 教育活動の改善

外部評価、学生授業評価等の客観的な評価を活用し、教育活動の改善を図る。

#### (5) 教育研究組織の見直し

社会情勢の変化や地域の要請に積極的に対応するため、学部・学科等の教育研究組織及び定員の検証と必要に応じた見直しを行う。

#### (6) 学生への支援

##### ア 学習・生活支援

社会人や留学生を含む多様な学生が十分な自主的学習を行い、健康で充実した学生生活を送ることができるようにするため、学習環境や生活支援体制を充実する。

##### イ 自主的活動の支援

豊かな人間性と社会性を育むため、ボランティア活動や地域貢献活動など、学生の自主的な社会活動を奨励し、支援する。

#### (7) キャリア教育と進路支援

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成するため、キャリア教育を充実するとともに、全ての学生が希望する進路へ進めるよう、学生の就職・進学活動を支援する体制を充実する。また、本県及び県内の企業に対する学生の認識を深め、学生の県内への定着を図る。

#### (8) 卒業生との連携と卒業後の展開

幅広く大学への支援者を確保し、大学運営に活かすため、卒業生との連携を強化するとともに、社会人の学び直しや生涯学習のニーズに対応した教育機会の提供など、双方向的な交流を行う。

## 2 研究

#### (1) 社会の発展に貢献する研究の推進

独創性豊かで、高い学術性を備えた、地域の課題解決に資する研究を推進する。

#### (2) 研究実施体制

国際的に通用する質の高い研究を行うため、研究環境の改善や研究活動の活性化のための取組を強化する。

#### (3) 研究活動の評価及び管理

##### ア 研究活動の評価及び改善

研究成果について情報共有・活用を図るとともに、様々な媒体を通じて積極的に公表し、学外の意見・評価を取り入れ、研究の質の向上を促進する。

##### イ 研究倫理

研究の公正と信頼性を確保するため、研究における倫理教育を徹底する。

## 3 地域貢献

#### (1) 地域社会との連携

地域文化振興の一翼を担う拠点施設及び地域等に関われた大学として、地域の文化と芸術を担い、支える人材を育成するため、地域との連携を図り、積極的に地域に向けた文化と芸術の情報発信と交流を行う。

## (2) 地域の自治体・企業との連携

共同研究の実施や、大学の有する人的資源及び教育研究成果を還元し、産学官の連携を推進することにより、地域の産業の発展及び地域の課題解決に取り組む。

## (3) 県との連携

県の政策形成及び各種施策の推進を積極的に支援する。

## (4) 大学との連携

地域における高等教育の機能の向上を図るため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムの活動に積極的に参画するなど、地域の大学との連携を推進し、教育研究活動の交流を積極的に行う。

## (5) 多文化共生の推進

様々な国籍を有する人々との交流を通じ、多様な文化、言語、習慣を持つ人々との相互理解を深め、国際感覚を養うとともに、多文化共生社会の実現に貢献する。

## 4 グローバル化

### (1) グローバル人材育成のための教育の推進

日本及び世界各地の地域文化と地域コミュニティの特色を理解し、世界で活躍・貢献できる、国際的な視野を持ったグローバル人材を育成するため、英語・中国語をはじめとする外国語教育と異文化理解のための教育を全学的に推進する。

### (2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ

留学支援体制を強化するとともに海外からの留学生や在留外国人学生を積極的に受け入れ、学生が国内外において異文化に触れ、外国人と交流する機会を増やす。

### (3) 海外の大学等との交流の活性化

世界に開かれた大学として、国際交流を活性化するため、海外の大学等との交流関係を深め、交換留学や共同研究などを積極的に推進する。

## 第3 法人の経営に関する目標

### 1 業務運営の改善

#### (1) 理事長及び学長を中心とした業務運営

理事長及び学長のリーダーシップにより経営基盤を強化し、中長期的な視点から、効率的で機動的な業務運営を行う。また、学外から登用する役員等の意見を積極的に取り入れ、地域に開かれた大学づくりを進める。

#### (2) 人事の運営と人材育成

##### ア 人事制度の運用と改善

教育研究活動を活性化するため、適材適所の人員配置に努めるとともに、公平性、透明性、客観性が確保された任用制度及び教職員にインセンティブが働く評価制度の運用と改善を図る。

##### イ 職員の能力開発

グローバル化、学生支援、産学官連携等の大学運営の様々な分野で活躍できる専門

性を高めるため、スタッフ・ディベロップメント（組織的に行う職員の職務能力開発）の取組を充実する。

#### ウ 女性が活躍できる環境の整備

多様な人材の活用及び登用により、組織を活性化するため、職業生活と家庭生活の両立に向けた労働環境の改善を図る。

#### (3) 事務等の生産性の向上

既存の業務や事務組織の適切な見直し及びIT（情報技術）の活用の推進などにより、社会や学生の様々なニーズに対応した、効率的で効果的な生産性の高い法人運営を行う。

#### (4) 監査機能の充実

適正な法人運営を継続的に行うため、監査機能を充実するとともに、監事監査や内部監査を効果的に実施し、監査結果を大学運営に反映させる。

## 2 財務内容の改善

### (1) 自己収入の確保

科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や、産学官連携による共同研究及び受託研究などの外部資金の獲得等による自己収入の確保に努め、財政基盤の強化を図る。

### (2) 予算の効率的かつ適正な執行

財務状況の分析や適切な予算管理により、効率的かつ適正な予算執行を進めるとともに、経費の節減を図る。

## 第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

### 1 評価の活用

定期的を実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る。

### 2 情報公開等の充実

#### (1) 情報公開の推進

業務運営の透明性を確保するとともに、社会への説明責任を果たすため、教育研究及び業務運営の状況に関する情報を積極的に公開する。

#### (2) 広報の充実

「選ばれる大学」を目指して、大学の理念や教育研究活動の成果について、様々な媒体を活用して国内外に発信するなど、積極的かつ効果的な広報を展開する。

## 第5 その他業務運営に関する重要目標

### 1 施設・設備の整備・活用等

施設・設備を有効に活用するとともに、適切かつ効率的な維持管理により、施設の長寿命化及び管理運営に関するコストの縮減に努める。また、長期的な展望に立ち、環境やユニバーサルデザインなどにも十分配慮し、計画的に施設・設備の整備・改修を進める。

## 2 安全管理

### (1) 安全衛生管理体制の確保

学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制を確保する。

### (2) 危機管理体制の強化

大学における事故、災害、犯罪による被害を未然に防止し、事故、災害、犯罪が発生した場合に適切に対処できるよう危機管理体制を強化する。また、学生に対する安全管理教育を実施するとともに、地域社会と一体となった防災の取組を推進する。

### (3) 情報セキュリティの強化

情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を強化する。

## 3 社会的責任

### (1) 人権の尊重

教職員及び学生の人権意識の向上や、ハラスメントの根絶を目指した取組を積極的に実施する。

### (2) 法令遵守

教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、法令等に基づく適正な教育研究及び業務運営を行う。

### (3) 環境配慮

地球温暖化対策、省エネルギー対策等、環境への負荷を低減するための取組を推進する。